

## 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書

### 第1条

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費（率分）のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「労働者確保に要する間接費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾工事標準積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、労働者確保に要する間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができるものとする。

営繕費：借上費、宿泊費、労働者送迎費（借上費、宿泊費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

### 第2条

受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、監督員と事前に協議を行い、監督員は、その内容の確認・検討を行い、対象工事であれば受理する。

また、事前協議が行われた場合は、当初設計時における間接费率計上額を受注者に通知する。

### 第3条

最終精算変更時点において、労働者確保に要する間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、遠隔地からの労働者確保に係る実績報告書（様式1）及び実際に支払った全ての確認書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

### 第4条

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用や支出の事実が確認できない費用については、設計変更の対象としない。

### 第5条

労働者確保に要する間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書の額のうち証明書類において適切性が明確に確認された費用から積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に含まれる設計変更対象費分を差し引いた費用を積算基準により算出した共通仮設及び現場管理費に加算し、最終精算変更時の設計額を算出するものとする。

### 第6条

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

### 第7条

実施方法を定めた資料及び様式1については、静岡県ホームページから入手できる。また、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/index.html>